

生食輸発1206第1号
平成28年12月6日

各検査所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産未成熟えんどうのジニコナゾール及びベトナム産えびのスルファジアジン)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成28年12月5日付け生食輸発1205第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産生鮮未成熟えんどう及びベトナム産養殖えびにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 中国の項中、

| 対象国・地域 | 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|--------|--|----|---------|-------------|---|--|
| 中国 | 未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)及びその加工品(簡易な加工に限る。) | | ジニコナゾール | 別表2の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるジニコナゾールが検出されるおそれがあるため。 |

を追加し、

2. ベトナムの項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|----------------------|----|---------------------|-------------|--|-----------------------------------|
| えび及びその加工品（簡易な加工に限る。） | | フラゾリドン エンロフロキサシン | 別表2の4によること。 | フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | フラゾリドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。 |

を、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目 | 試験品採取の方法 | 検査の方法 | 検査を受けることを命ずる具体的理由 |
|----------------------|----|--|-------------|--|---|
| えび及びその加工品（簡易な加工に限る。） | | フラゾリドン エンロフロキサシン <u>スルファジアジン</u> | 別表2の4によること。 | フラゾリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン、 <u>スルファジアジン</u> ： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | フラゾリドン、 <u>エンロフロキサシン及びスルファジアジン</u> が残留しているおそれがあるため。 |

に改める。